

# アメリカの社会保障費

(アメリカ)

毎年 Social Security Bulletin 誌の12月号ないし1月号には、前年度の社会福祉総費用に関する分析が紹介される。ここで取りあげるのはその最新号である。この社会福祉総費用には、社会保険費、公的扶助費、保健医療費、社会福祉費、教育費、住宅費、退役軍人諸給付費が含まれている。ここでは社会保険、公的扶助、保健医療、社会福祉の各費用を中心に最近の推移を紹介する。

## 過去9年間の推移

1965年以後の推移が注目される理由は、その年を境にして社会福祉総費用の増加率が大きく変わっているからである。1965年から1974年にかけての9年間の社会福祉総費用の年平均増加率は13.6%にのぼり、この数値は1960年代前半のほぼ倍になっている。

しかしこのことはそのまま実質的な社会福祉総費用の増加を意味しない。物価の上昇も1965年ごろを境として上昇率は大きく変わっている。1960年代前半の年平均物価上昇率は1%程度であったが、1965年以降1974年までのそれは4%にのぼり、物価の面でも1965年ごろが一つの境になっている。

1974年の社会福祉総費用は2,424億ドルで、この額は国民総生産額の18.0%に相当する。この対G N P比は、1965年で11.8%，前年の1973年で17.5%であった。

社会福祉総費用のうち社会保険費は985億ドルで一番高く、全体の40.6%をしめている。これについて高いのは教育費で全体の30.0%をしめ、公的扶助費13.9%，保健医療費5.8%，退役軍人諸給付費5.7%，社会福祉費2.9%，住宅費1.1%の順になっている。

1965年から1974年の9年間に社会福祉総費用は214%増加している。9年間にその費用が3倍強になったわけである。この間の物価上昇と人口増加を考慮に入れ、1人当たり社会福祉総費用の実質増加率を見ると、9年間の増加率は103%であり、約2倍に増加したことになる。

社会福祉総費用の中でも公的扶助費の伸びが最も顕著である。1人当たり公的扶助費の実質増加率は9年間で245%であった。これはメディケイド（医療扶助）の導入、有子世帯に対する扶助の増額、職業訓練費の増加、補足的保障所得制度（S S I）の発足などに起因していると考えられる。

次に大幅な増加率を示しているのは社会保険費で、9年間に126%増加している。この社会保険費の増加に大きく寄与しているのは老齢・遺族・障害・健康保険（O A S D H I）であって、O A S D H I費の社会保険費全体にしめる割合は、1965年の60%から1974年の67%に増大している。このO A S D H I費の増大に寄与しているのは老人健保（メディケア）の発足で、この費用は1974年には社会保険費全体の11.5%，O A S D H I費の17.1%をしめるに至っている。

このほか1人当たり保健医療費は9年間に実質45%増加し、退役軍人諸給付費は49%，教育費は67%，社会福祉費は117%それぞれ増加した。保健医療費の増加率は最も低くなっているが、これはメディケアが社会保険費の中に、メディケイドが公的扶助費の中に含まれるなど、上昇傾向の激しい部門が他の費用項目に分散していることにもよると考えられる。今保健医療関係の諸費用を他の費用項目からもぬき出して集計してみると、その1人当たり実質増加率は9年で180%にのぼり、2.8倍に増加したことになる。またこの保健医療関係費のG N Pにしめる割合は、1974年で3.1%に相当する。

各費用がG N Pにしめる割合は、保健医療費の例外を除けば一様に増大している。過去9年間に、社会保険費はG N Pの4.3%から7.3%に、公的扶助費は1.0%から2.5%に、社会福祉費は0.3%から0.5%にそれぞれそのシェアを拡大している。保健医療費だけは1.0%の水準にとどまり不变である。今これら4つの費用を合計してアメリカの社会保障費とみなすならば、G N Pにしめる社会保障

費は1965年で6.6%，1974年で、11.3%になる。2年ごとに1%ずつそのG N Pに対するシェアを引き上げて来たことになる。

### 連邦政府の支出と州・地方政府の支出

以上の社会福祉総費用はすべて連邦、州、地方政府が負担している。もっともその中には保険料や特別税などを源資とする公的基金からの支出も含まれている。こうした公的基金の負担分はわずかではあるが着実に増加しており、1965年では全体の34%であったものが1974年には38%になっている。

社会福祉総費用にしめる連邦政府負担分の割合も過去9年間着実に増大している。1960年代前年ではその割合は49%程度で安定していたが、1965年以降は毎年ほぼ1%ずつその割合を高め、1974年には約58%の水準にまで達している。残る42%は州ないし地方政府の負担である。

連邦政府の負担率を各費用項目ごとに見ると、社会保険費の84%，公的扶助費の63%，保健医療費の57%，社会福祉費の54%であり、このすべての費用項目について連邦政府の負担率は1965年の比率を上回っている。

これとともに連邦政府総支出にしめる社会福祉総支出あるいは社会保障支出の割合も上昇している。連邦政府支出にしめる社会福祉総支出の割合は1965年で33%であったが、1974年には52%に達し、上に定義した社会保障支出の割合は同じ時期に25%から43%に増加している。

### 私的な社会福祉支出

以上、公的制度にもとづく社会福祉について述べてきたが、これに私的部門を加えるとどうなるであろうか。上の社会福祉総費用に、国民が所得維持、保健、教育、福祉のために費した費用を加えると、1974年で約3,360億ドルに達するが、これはG N Pの約25%に相当する。

公私合わせた社会福祉総費用にしめる私的部門の負担割合、連邦政府の負担割合、州・地方政府の負担割合を1965年、1970年、1974年について見ると、州・

地方政府の割合は33%，32%，30%と減少しつつも大きな変化はない。これに対し私的部門の費用負担割合は36%，32%，29%と大幅に減少し、その分だけ連邦政府の負担割合が増加し、1965年の31%から1970年36%，1974年41%にと推移している。

公私の負担割合を医療関係の部門と所得維持関係の部門について見てみよう。

公私合わせた総医療費は1965年でG N Pの5.9%であったが、1974年には7.7%に達している。その間老人健保（メディケア）が発足するなど公的部門も整備されてはきたが、国民の大多数にはまだ健康保険が適用されていないなど医療分野での公的部門の比重はまだまだ低い。公的部門の割合は1965年の25%から1974年の40%に増加したもの、国民医療費の6割はまだ私的部門がまかなっている。

これに対して退職、廃疾、失業、死亡等に対する現金給付部門を見ると、公的部門の果たしている役割ははるかに高くなる。1974年の公的部門の比重は85%であって1965年ごろからほとんど変化がない。残りの15%をしめる私的部門には、被用者を対象とする各種フリンジベネフィットが含まれている。

なお各費用項目の内訳については原典ならびに『国際社会保障研究』9号（社会保障費推計方式の比較研究）を参照いただきたい。

Alfred M. Skolnik and Sophie R. Dales, Social Welfare Expenditure, Fiscal Year 1974, Social Security Bulletin, Jan. 1975.

（一圓光弥 健保連）